樹木採取権登録令施行規則の一部を改正する省令

樹木採取権登録令施行規則（令和元年農林水産省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　（略） 第一節　（略） 第二節　登録に関する帳簿（第九条―第十四条の二） 第三節　（略） 第三章　（略） 第四章　登録事項の証明等 第一節　登録事項の証明等に関する請求（第七十八条・第七十九条） 第二節　登録事項の証明等の方法（第八十条―第八十二条） 第三節　登録事項証明書における代替措置 第一款　通則（第八十二条の二―第八十二条の八） 第二款　代替措置（第八十二条の九―第八十二条の十四） 第三款　公示用住所の変更（第八十二条の十五） 第四節　手数料（第八十三条・第八十四条） 附則 （帳簿） **第十条**　農林水産省には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。 一～五　（略） 六　申出関係書類つづり込み帳 （申出関係書類つづり込み帳） **第十四条の二**　申出関係書類つづり込み帳には、代替措置等申出（第八十二条の四第一項に規定する代替措置等申出をいう。）に関する書類及び代替措置申出の撤回（第八十二条の十四第一項の規定による撤回をいう。）に関する書類をつづり込むものとする。 **第三節**　雑則 （添付書面） **第十九条**　申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一～四　（略） 五　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第二十五条第一項、第二十七条第二項、第八十二条の四第四項第一号、第八十二条の十第四項（第八十二条の十五第四項において準用する場合を含む。）、第八十二条の十三第三項第一号及び第八十二条の十四第四項第一号を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面） 六～八　（略） 2・3　（略）	目次 第一章　（略） 第二章　（略） 第一節　（略） 第二節　登録に関する帳簿（第九条―第十四条） 第三節　（略） 第三章　（略） 第四章　登録事項の証明等（第七十八条―第八十四条） 附則 （帳簿） **第十条**　農林水産省には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。 一～五　（略） （新設） （新設） **第三節**　雑則 （添付書面） **第十九条**　申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一～四　（略） 五　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第二十五条第一項及び第二十七条第二項を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面） 六～八　（略） 2・3　（略）